

役員賞与の損金処理が可能な場合の内容・留意点を教えてください。

Q：改正税法では、同族会社の役員賞与損金計上が可能になったそうですが、内容・留意点を教えてください。

A：今後、役員賞与は費用処理が原則！

1. 新しい役員給与の考え方：新会社法では「役員賞与は利益処分案の総会決議で支給する」旨の規定を廃止し、「役員報酬・役員賞与の支給手続き」を同一規定で定め、定款又は総会決議により支給するとしました。

2. 役員給与の定期同額要件の緩和：これを受けて法人税法も「役員報酬は損金算入、役員賞与は損金不算入」の方針を改め、「役員給与の損金不算入」規定(法法34条)を設置、従来の役員給与損金可能要件である「定期同額要件」を緩和しました。すなわち、事前の届出により「確定時期・確定金額」で支給する定期同額でない役員給与の損金算入を認めました。結果、いわゆる役員賞与や、役員報酬の4半期毎支給等会社の資金繰りに応じた支給時期設計も可能となりました。

3. 損金計上の為の「事前届出制度」の内容：

届出事項：定期同額で無い「事前確定届出給与」(事前確定している役員賞与等)の支給対象者氏名・役職、支給時期・毎回の支給金額、支給時期・支給金額を定めた日・機関、届出給与の職務執行開始日等。

届出期限：原則は、職務執行開始前か期首から3月以内のいずれか早い時期で、例外として、本年4月1日以降開始の最初の事業年度は、職務執行開始前に支給時期・金額確定を条件に期首から3ヶ月以内。

届出内容と実際の支給が異なる場合：

- 1) 支給額が届出額を上回る場合は、全額が損金不算入です。
- 2) 支給額が届出額以下の場合も、原則は損金不算入。但し業績悪化等特別な事情がある場合は、損金算入容認のケ-スもあります。但し、届出額と支給額との差額は未払計上を要し、源泉税納付義務あり。

4. 役員賞与の会計処理：期中支給の役員賞与は支給時に**費用処理**、総会決議後支給する役員賞与は、決算日に「**役員賞与引当金・同繰入**」を計上します。

5. 留意点：「事前届出制度」を選択する場合は、事前確定であることを明確にする為、届出書に臨時的給与・定期同額給与全てを記載する方が無難です。

事前届出制と利益処分方式との併用は、事前届出制の趣旨から容認されないと考えられるので要注意です。

平成 18 年 6 月

税理士法人石井会計

代表社員 石井栄一

(公認会計士・税理士)